

防府市地域防災計画 (個別災害編)

新旧対照表

(案)

防府市地域防災計画（個別災害編）新旧対照表

現行	修正案	備考
震災対策編 第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第2節 農山漁村地域の防災対策の推進 （現状と課題） （略） 市では、災害時の孤立対策として早期の避難<u>勧告</u>等を発令するなどの対応を行うが、避難場所の選定については課題が残されている。 第5節 農山漁村地域の防災対策の推進 主な担当関係部署：都市計画課、建築課、道路課、防災危機管理課、おもてなし観光課 第3章 揺れによる被害からの予防対策 第2節 建築物の耐震化 主な担当関係部署：建築課、<u>建築課</u>、行政管理課、庁舎建設室、文化・スポーツ課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、道路課、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、消防本部、上下水道局 第4章 火災予防・軽減対策 第2節 初期消火 （具体的な取組と達成目標） 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。 また、震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成及び活動訓練を推進する。 <u>（参考：消防防災年報には、自主防災組織、幼年・少年・婦人防火クラブ、事業所の自衛消防組織等の現況が掲載されている）</u> （略） （達成目標） ○市民・自主防災組織への初期消火訓練を実施する。 ○事業所の自衛消防組織による防災訓練等を<u>監察・指導</u>する。 第3節 消防力の強化 （基本方針） ○（略） ○（略） ○山口県内広域消防相互応援協定に基づいた山口県内広域応援計画が策定され、各消防機関相互の応援体制が構築されている。	震災対策編 第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第2節 農山漁村地域の防災対策の推進 （現状と課題） （略） 市では、災害時の孤立対策として早期の避難<u>指示</u>等を発令するなどの対応を行うが、避難場所の選定については課題が残されている。 第5節 避難場所・避難路の整備 主な担当関係部署：都市計画課、<u>開発建築指導課</u>、道路課、防災危機管理課、おもてなし観光課 第3章 揺れによる被害からの予防対策 第2節 建築物の耐震化 主な担当関係部署：建築課、<u>開発建築指導課</u>、行政管理課、庁舎建設室、文化・スポーツ課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、道路課、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、消防本部、上下水道局 第4章 火災予防・軽減対策 第2節 初期消火 （具体的な取組と達成目標） 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。 また、震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成及び活動訓練を推進する。 <u>（削除）</u> （略） （達成目標） ○市民・自主防災組織への初期消火訓練を実施する。 ○事業所の自衛消防組織による防災訓練等において指導を行う。 第3節 消防力の強化 （基本方針） ○（略） ○（略） ○山口県内広域消防相互応援協定に基づいた山口県内広域<u>消防</u>応援計画が策定され、各消防機関相互の応援体制が構築されている。	災害対策基本法の改正に伴う修正 組織改編 組織改編 表現の適正化 名称修正

現 行	修 正 案	備 考												
第 5 章 津波避難体制の整備 第 2 節 津波警報等伝達体制の整備 (達成目標) ○ (略) ○海浜にでかけるときは、携帯電話、ラジオ等を携行し、津波警報等、避難<u>勧告</u>等を入手し、又は聴取するよう啓発する。 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) 第 3 編 地震・津波災害応急対策 第 2 章 地震・津波時の活動体制 第 1 節 市活動体制の確保 第 2 項 体制の確保 1 動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災危機管理監</u>（<u>防災危機管理監</u>に事故あるときは<u>総務部次長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第 3 章 津波警報時の応急活動 第 1 節 市活動体制の確保 第 2 項 避難指示等の伝達 市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。 なお、津波発生時の避難<u>指示</u>（<u>緊急</u>）の判断基準は、以下のとおり。 (避難等の発令基準) <table><tr><th colspan="2">山口県瀬戸内海沿岸</th></tr><tr><td>【警戒レベル 4】 避難指示（緊急）</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>解除条件</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr></table> 第 4 章 消防の応急活動 第 3 節 震災時の危険物等の応急対策 (活動方針) ○危険物<u>取り扱</u>い事業者に対し、大規模地震対策として危険物施設ごとに当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液化化の可能性等を確認させ、再確認の結果に応じて必要な措置を講じる必要がある。 ○ (略)	山口県瀬戸内海沿岸		【警戒レベル 4】 避難指示（緊急）	◆ (略) ◆ (略)	解除条件	◆ (略) ◆ (略)	第 5 章 津波避難体制の整備 第 2 節 津波警報等伝達体制の整備 (達成目標) ○ (略) ○海浜にでかけるときは、携帯電話、ラジオ等を携行し、津波警報等、避難<u>指示</u>等を入手し、又は聴取するよう啓発する。 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) 第 3 編 地震・津波災害応急対策 第 2 章 地震・津波時の活動体制 第 1 節 市活動体制の確保 第 2 項 体制の確保 1 動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災監</u>（<u>防災監</u>に事故あるときは<u>防災危機管理課長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第 3 章 津波警報時の応急活動 第 1 節 市活動体制の確保 第 2 項 避難指示等の伝達 市は、あらかじめ決めた情報伝達手段等により、市民等へ津波警報等及び避難指示の伝達を迅速に行う。その際、伝達先に漏れがないよう確実に行う。 なお、津波発生時の避難<u>指示</u>の判断基準は、以下のとおり。 (避難等の発令基準) <table><tr><th colspan="2">山口県瀬戸内海沿岸</th></tr><tr><td>【警戒レベル 4】 避難指示</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr><tr><td>解除条件</td><td>◆ (略) ◆ (略)</td></tr></table> 第 4 章 消防の応急活動 第 3 節 震災時の危険物等の応急対策 (活動方針) ○危険物<u>取扱</u>事業者に対し、大規模地震対策として危険物施設ごとに当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液化化の可能性等を確認させ、再確認の結果に応じて必要な措置を講じる必要がある。 ○ (略)	山口県瀬戸内海沿岸		【警戒レベル 4】 避難指示	◆ (略) ◆ (略)	解除条件	◆ (略) ◆ (略)	災害対策基本法の改正に伴う修正 組織改編 災害対策基本法の改正に伴う修正 表現の適正化
山口県瀬戸内海沿岸														
【警戒レベル 4】 避難指示（緊急）	◆ (略) ◆ (略)													
解除条件	◆ (略) ◆ (略)													
山口県瀬戸内海沿岸														
【警戒レベル 4】 避難指示	◆ (略) ◆ (略)													
解除条件	◆ (略) ◆ (略)													

現 行		修 正 案		備 考
第 1 項 石油類等の危険物		第 1 項 石油類等の危険物		災害対策基本法の改正に伴う修正
地震発生時の危険物関係事業者への指示等	◆（略） ◆（略） ◆（略）	地震発生時の危険物関係事業者への指示等	◆（略） ◆（略） ◆（略）	
救急・防災活動（市消防機関）	◆（略）	救急・防災活動（市消防機関）	◆（略）	
広報・警戒区域・避難 <u>勧告</u> 等（市・消防機関）	◆（略） ◆危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難 <u>勧告</u> 等の必要な措置を講じる。	広報・警戒区域・避難 <u>指示</u> 等（市・消防機関）	◆（略） ◆危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難 <u>指示</u> 等の必要な措置を講じる。	
関係機関との連絡・調整等	◆（略） ◆（略）	関係機関との連絡・調整等	◆（略） ◆（略）	
第 3 項 高圧ガス		第 3 項 高圧ガス		
救急・防災活動	◆（略）	救急・防災活動	◆（略）	
警戒区域・避難 <u>勧告</u> 等	◆高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難 <u>勧告</u> 等の必要な措置を講じる。	警戒区域・避難 <u>指示</u> 等	◆高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難 <u>指示</u> 等の必要な措置を講じる。	
広報活動	◆（略）	広報活動	◆（略）	
第 4 項 放射性物質		第 4 項 放射性物質		
◆（略） ◆放射線源の露出及び拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難 <u>勧告</u> 等行う。 ◆（略） ◆（略）		◆（略） ◆放射線源の露出及び拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難 <u>指示</u> 等行う。 ◆（略） ◆（略）		
第 5 項 毒物劇物（略） 市は、激甚時において設備等が破損した場合や危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者、県及び防災関係機関と連絡を取り、立入り禁止区域の設定及び区域内住民に対する避難 <u>勧告</u> 等を行う。		第 5 項 毒物劇物（略） 市は、激甚時において設備等が破損した場合や危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者、県及び防災関係機関と連絡を取り、立入り禁止区域の設定及び区域内住民に対する避難 <u>指示</u> 等を行う。		
風水害対策編		風水害対策編		
第 2 編 風水害予防対策		第 2 編 風水害予防対策		
第 3 章 土砂災害及び地盤災害予防対策		第 3 章 土砂災害及び地盤災害予防対策		
第 2 節 地盤災害の予防		第 2 節 地盤災害の予防		組織改編
主な担当関係部署：都市計画課、 <u>建築課</u>		主な担当関係部署：都市計画課、 <u>開発建築指導課</u>		

現 行	修 正 案	備 考																
第 3 編 風水害応急対策 第 2 章 風水害時の活動体制 第 1 節 活動体制の確保 第 2 項 体制の確保 1 動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災危機管理監</u>（<u>防災危機管理監</u>に事故あるときは<u>総務部次長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第 3 章 風水害時の応急活動 第 1 節 警報等の伝達 （活動方針） ○気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を、関係機関及び<u>住民</u>に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。 第 2 項 気象の予報等の伝達 <table><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>◆（略） ◆（略） ◆<u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難<u>勧告</u>等を発令することを基本とする。なお、<u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する<u>的確</u>に発令するよう努めるものとする。</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>火災警報</td><td>◆（略）</td></tr></table> 第 2 節 <u>避難勧告</u>等の発令 主な担当関係部署：防災危機課、行政管理課、<u>市民活動推進課</u>（出張所班） 市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、<u>避難勧告</u>等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への<u>避難勧告</u>等の伝達については、特に留意する。 （活動方針） ○市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な<u>避難勧告</u>等を発令する。 ○洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、<u>避難勧告</u>等を発令する。 ○<u>避難勧告</u>等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。	土砂災害警戒情報	◆（略） ◆（略） ◆ <u>避難勧告</u> 等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難 <u>勧告</u> 等を発令することを基本とする。なお、 <u>避難勧告</u> 等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する <u>的確</u> に発令するよう努めるものとする。	記録的短時間大雨情報	◆（略）	竜巻注意情報	◆（略）	火災警報	◆（略）	第 3 編 風水害応急対策 第 2 章 風水害時の活動体制 第 1 節 活動体制の確保 第 2 項 体制の確保 1 動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災監</u>（<u>防災監</u>に事故あるときは<u>防災危機管理課長</u>）が発する。伝達手段を以下に示す。 第 3 章 風水害時の応急活動 第 1 節 警報等の伝達 （活動方針） ○気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を、関係機関及び<u>市民</u>に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。 第 2 項 気象の予報等の伝達 <table><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>◆（略） ◆（略） ◆<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難<u>指示</u>等を発令することを基本とする。なお、<u>避難指示</u>等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する<u>的確</u>に発令するよう努めるものとする。</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td>◆（略）</td></tr><tr><td>火災警報</td><td>◆（略）</td></tr></table> 第 2 節 <u>避難指示</u>等の発令 主な担当関係部署：防災危機課、行政管理課、<u>地域振興課</u>（出張所班） 市長は、市民の生命若しくは身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認めるときは、<u>避難指示</u>等を発令する。その際、避難行動要支援者等、要配慮者への<u>避難指示</u>等の伝達については、特に留意する。 （活動方針） ○市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な<u>避難指示</u>等を発令する。 ○洪水による浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の居住者、避難行動要支援者等に特に配慮し、<u>避難指示</u>等を発令する。 ○<u>避難指示</u>等を発令した場合は、速やかに県等の関係機関へ通知する。	土砂災害警戒情報	◆（略） ◆（略） ◆ <u>避難指示</u> 等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難 <u>指示</u> 等を発令することを基本とする。なお、 <u>避難指示</u> 等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する <u>的確</u> に発令するよう努めるものとする。	記録的短時間大雨情報	◆（略）	竜巻注意情報	◆（略）	火災警報	◆（略）	組織改編 表現の適正化 災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 組織改編 災害対策基本法の改正に伴う修正
土砂災害警戒情報	◆（略） ◆（略） ◆ <u>避難勧告</u> 等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難 <u>勧告</u> 等を発令することを基本とする。なお、 <u>避難勧告</u> 等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する <u>的確</u> に発令するよう努めるものとする。																	
記録的短時間大雨情報	◆（略）																	
竜巻注意情報	◆（略）																	
火災警報	◆（略）																	
土砂災害警戒情報	◆（略） ◆（略） ◆ <u>避難指示</u> 等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、県が提供する補完情報等も合わせ、総合的に判断することが重要である。 ◆市長は、土砂災害警戒情報が発表されたときには、直ちに避難 <u>指示</u> 等を発令することを基本とする。なお、 <u>避難指示</u> 等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対する <u>的確</u> に発令するよう努めるものとする。																	
記録的短時間大雨情報	◆（略）																	
竜巻注意情報	◆（略）																	
火災警報	◆（略）																	

現		行		修 正 案								備 考																																																											
(主な活動と実施期間) <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>災害発生前</th><th>直後</th><th>30分～</th><th>2時間～</th><th>24時間～</th><th>72時間～</th><th>1週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難勧告等の発令</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1	避難勧告等の発令								(主な活動と実施期間) <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>災害発生前</th><th>直後</th><th>30分～</th><th>2時間～</th><th>24時間～</th><th>72時間～</th><th>1週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難指示等の発令</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1	避難指示等の発令								災害対策基本法の改正に伴う修正											
活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																															
1	避難勧告等の発令																																																																						
活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																																															
1	避難指示等の発令																																																																						
第1項 避難<u>勧告</u>等の発令 市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の実況値および水位予測値やダム放流量等の水防情報、土砂災害警戒情報などの下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、市民に対する避難<u>勧告</u>等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難<u>勧告</u>等を発令する。												第1項 避難<u>指示</u>等の発令 市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の実況値および水位予測値やダム放流量等の水防情報、土砂災害警戒情報などの下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、市民に対する避難<u>指示</u>等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難<u>指示</u>等を発令する。																																																											
1 避難<u>勧告</u>等の情報の種類 避難<u>勧告</u>等の情報の種類については、共通編第3編第8章第1節第1項1「避難<u>勧告</u>等の情報の種類」を参照のこと。												1 避難<u>指示</u>等の情報の種類 避難<u>指示</u>等の情報の種類については、共通編第3編第8章第1節第1項1「避難<u>指示</u>等の情報の種類」を参照のこと。																																																											
2 避難<u>勧告</u>等の内容 避難<u>勧告</u>等の内容については、共通編第3編第8章第1節第1項2「避難<u>勧告</u>等の内容」を参照のこと。												2 避難<u>指示</u>等の内容 避難<u>指示</u>等の内容については、共通編第3編第8章第1節第1項2「避難<u>指示</u>等の内容」を参照のこと。																																																											
3 避難<u>勧告</u>等の発令時の留意事項 (1) 洪水浸水想定区域内の避難（略） (2) 立ち退き避難、屋内安全確保の区別 避難<u>勧告</u>等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するが、その際、対象地域において立ち退き避難が必要な場合と屋内安全確保が必要な場合の両者に対し、それぞれの避難行動を示す。 ただし、避難<u>勧告</u>等は、<u>立ち退き</u>避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、市民一人ひとりがどのような避難行動を必要とするかを明確に示す必要があることに留意する。 (3) 避難行動要支援者（要配慮者）の特性に考慮した避難 なお、避難<u>勧告</u>等の発令は、<u>立ち退き</u>避難を前提とし、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。特に避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対しては、避難に時間がかかることから、十分に配慮した発令となるよう留意する。												3 避難<u>指示</u>等の発令時の留意事項 (1) 洪水浸水想定区域内の避難（略） (2) 立退き避難、屋内安全確保の区別 避難<u>指示</u>等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するが、その際、対象地域において立退き避難が必要な場合と屋内安全確保が必要な場合の両者に対し、それぞれの避難行動を示す。 ただし、避難<u>指示</u>等は、立退き避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、市民一人ひとりがどのような避難行動を必要とするかを明確に示す必要があることに留意する。 (3) 避難行動要支援者（要配慮者）の特性に考慮した避難 なお、避難<u>指示</u>等の発令は、立退き避難を前提とし、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。特に避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対しては、避難に時間がかかることから、十分に配慮した発令となるよう留意する。																																																											
火災対策編 第1編 火災予防対策 第3章 林野火災予防計画 第1節 出火防止対策の推進 第2項 発生原因別対策 2 山林内事業者（作業者）対策 ◆（略） ◆（略） ◆事業所に<u>火気責任者の指定する喫煙所等</u>を設けるとともに、<u>標識及び消火設備</u>を完備する。 ◆（略）												火災対策編 第1編 火災予防対策 第3章 林野火災予防計画 第1節 出火防止対策の推進 第2項 発生原因別対策 2 山林内事業者（作業者）対策 ◆（略） ◆（略） ◆事業所において<u>喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所</u>を設けるとともに、<u>標識及び消火設備</u>を完備する。 ◆（略）												表現の適正化																																															

現 行	修 正 案	備 考																																																																																				
第 2 編 火災応急対策 第 2 章 火災防御計画 第 3 節 消防活動 第 3 項 情報伝達 2 県への伝達（火災即報） <table><tr><td>一般基準</td><td>死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>（追加）</u></td></tr><tr><td>個別基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>社会的影響基準</td><td>一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合</td></tr></table> 4 住民に対する安全性 <table><tr><td colspan="2">資料編 [火災対策]</td></tr><tr><td colspan="2">● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示（緊急）</td></tr></table> 5 災害広報 <table><tr><td>市民広報</td><td>市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難<u>勧告</u>等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する</td></tr><tr><td>報道広報</td><td>（略）</td></tr></table> 6 離島消防対策 野島の消防活動は、本土からの応援が困難であるから、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。 分団の機能は本土と同様であり、可搬式小型動力ポンプ 2 台を配備している。 第 3 章 林野火災対策計画 第 4 節 住民等の安全対策 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難<u>勧告</u>等及び警戒区域の設定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>避難場所の開設及び避難誘導</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第 1 項 避難<u>勧告</u>等及び警戒区域の設定 市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき又は予想されるときは、災対法に基づき必要と認める地域の居住者及び滞在者に対して避難<u>勧告</u>等を行うとともに、消防長等は火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。 なお、避難<u>勧告</u>等及び警戒区域の設定に係る事項については、資料編のとおりとする。 （略） <table><tr><td colspan="2">資料編 [火災対策]</td></tr><tr><td colspan="2">● 7-5-2 火災発生時の避難<u>勧告</u>・避難指示（緊急）</td></tr></table>	一般基準	死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>（追加）</u>	個別基準	（略）	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	資料編 [火災対策]		● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示（緊急）		市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難 <u>勧告</u> 等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する	報道広報	（略）	活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1	避難 <u>勧告</u> 等及び警戒区域の設定							2	避難場所の開設及び避難誘導							資料編 [火災対策]		● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>勧告</u> ・避難指示（緊急）		第 2 編 火災応急対策 第 2 章 火災防御計画 第 3 節 消防活動 第 3 項 情報伝達 2 県への伝達（火災即報） <table><tr><td>一般基準</td><td>死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></td></tr><tr><td>個別基準</td><td>（略）</td></tr><tr><td>社会的影響基準</td><td>一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合</td></tr></table> 4 住民に対する安全性 <table><tr><td colspan="2">資料編 [火災対策]</td></tr><tr><td colspan="2">● 7-5-2 火災発生時の避難<u>指示</u></td></tr></table> 5 災害広報 <table><tr><td>市民広報</td><td>市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難<u>指示</u>等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する</td></tr><tr><td>報道広報</td><td>（略）</td></tr></table> 6 離島消防対策 野島の消防活動は、本土からの応援が困難である<u>こと</u>から、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。 分団の機能は本土と同様であり、可搬式小型動力ポンプ 2 台を配備している。 第 3 章 林野火災対策計画 第 4 節 住民等の安全対策 （主な活動と実施期間） <table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>避難<u>指示</u>等及び警戒区域の設定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>避難場所の開設及び避難誘導</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第 1 項 避難<u>指示</u>等及び警戒区域の設定 市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき又は予想されるときは、災対法に基づき必要と認める地域の居住者及び滞在者に対して避難<u>指示</u>等を行うとともに、消防長等は火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。 なお、避難<u>指示</u>等及び警戒区域の設定に係る事項については、資料編のとおりとする。 （略） <table><tr><td colspan="2">資料編 [火災対策]</td></tr><tr><td colspan="2">● 7-5-2 火災発生時の避難<u>指示</u></td></tr></table>	一般基準	死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>自衛隊に災害派遣を要請したもの</u>	個別基準	（略）	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	資料編 [火災対策]		● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>指示</u>		市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難 <u>指示</u> 等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する	報道広報	（略）	活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～	1	避難 <u>指示</u> 等及び警戒区域の設定							2	避難場所の開設及び避難誘導							資料編 [火災対策]		● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>指示</u>		表現の適正化 災害対策基本法の改正に伴う修正 表現の適正化
一般基準	死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>（追加）</u>																																																																																					
個別基準	（略）																																																																																					
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合																																																																																					
資料編 [火災対策]																																																																																						
● 7-5-2 火災発生時の避難勧告・避難指示（緊急）																																																																																						
市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難 <u>勧告</u> 等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する																																																																																					
報道広報	（略）																																																																																					
活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																															
1	避難 <u>勧告</u> 等及び警戒区域の設定																																																																																					
2	避難場所の開設及び避難誘導																																																																																					
資料編 [火災対策]																																																																																						
● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>勧告</u> ・避難指示（緊急）																																																																																						
一般基準	死者が 3 人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの <u>自衛隊に災害派遣を要請したもの</u>																																																																																					
個別基準	（略）																																																																																					
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合																																																																																					
資料編 [火災対策]																																																																																						
● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>指示</u>																																																																																						
市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難 <u>指示</u> 等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する																																																																																					
報道広報	（略）																																																																																					
活動項目		直後	30 分～	2 時間～	24 時間～	72 時間～	1 週間～																																																																															
1	避難 <u>指示</u> 等及び警戒区域の設定																																																																																					
2	避難場所の開設及び避難誘導																																																																																					
資料編 [火災対策]																																																																																						
● 7-5-2 火災発生時の避難 <u>指示</u>																																																																																						

現 行	修 正 案	備 考										
第 5 節 災害広報 主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機課、行政管理課、 情報政策課（広報班） 雪害対策編 第 1 編 雪害応急対策 第 2 章 除雪・雪崩対策等 第 4 節 家屋の除雪計画 第 1 項 連担地域の除雪 市は防府土木建築事務所と協力し、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。 交通災害対策編 第 1 編 交通災害予防対策 第 2 章 海上災害予防計画 第 2 節 危険物等の大量流出対策 第 1 項 <table><tr><td>応 急 活 動 体 制 の 整 備</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>連 携 協 力 体 制 の 確 保</td><td>◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周南地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）</td></tr></table> 第 2 編 交通災害応急対策 第 2 章 交通災害応急対策計画 第 1 節 海上災害対策計画 第 2 項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 1 応急対策活動 <table><tr><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr></table>	応 急 活 動 体 制 の 整 備	◆（略） ◆（略） ◆（略）	連 携 協 力 体 制 の 確 保	◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周南地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）	第 5 節 災害広報 主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機課、行政管理課、 広報広聴課（広報班） 雪害対策編 第 1 編 雪害応急対策 第 2 章 除雪・雪崩対策等 第 4 節 家屋の除雪計画 第 1 項 連担地域の除雪 市は防府土木建築事務所と協力し、屋根の雪下ろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。 交通災害対策編 第 1 編 交通災害予防対策 第 2 章 海上災害予防計画 第 2 節 危険物等の大量流出対策 第 1 項 <table><tr><td>応 急 活 動 体 制 の 整 備</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>連 携 協 力 体 制 の 確 保</td><td>◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）</td></tr></table> 第 2 編 交通災害応急対策 第 2 章 交通災害応急対策計画 第 1 節 海上災害対策計画 第 2 項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 1 応急対策活動 <table><tr><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr></table>	応 急 活 動 体 制 の 整 備	◆（略） ◆（略） ◆（略）	連 携 協 力 体 制 の 確 保	◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）	組織改編 表現の適正化 名称変更 災害対策基本法の改正に伴う修正
応 急 活 動 体 制 の 整 備	◆（略） ◆（略） ◆（略）											
連 携 協 力 体 制 の 確 保	◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周南地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）											
◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）												
応 急 活 動 体 制 の 整 備	◆（略） ◆（略） ◆（略）											
連 携 協 力 体 制 の 確 保	◆油・危険物の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体及び事業所を構成員とする「周防地区海上安全対策協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。 ◆（略）											
◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難指示を行う。 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）												

現 行	修 正 案	備 考																																														
2 応援協力関係 (2) 市、消防機関と徳山海上保安部との間（消防協定） <table><tr><th>関 係 海 上 保 安 部</th><th>協 定 の 相 手 方</th></tr><tr><td>徳 山 海 上 保 安 部</td><td>柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、周南市、防府市</td></tr></table> (3) 排出油防除協議会 <table><tr><th>機関の名称</th><th>会 員</th></tr><tr><td>周南地区海上安全対策協議会</td><td>国、県、市町、事業所、漁協等</td></tr></table> 資料編 [条例等] ● 9-3-1 周南地区海上安全対策協議会会則 第4項 海上交通災害対策 5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示） <table><tr><th>災害事象</th><th>実施措置</th><th>措 置 の 概 要</th></tr><tr><td>台 風</td><td>避難勧告</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>津 波</td><td>避難勧告</td><td>◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 勧告する。</td></tr><tr><td>火 災</td><td>曳船移動による消火</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>流 木</td><td>船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去</td><td>◆（略）</td></tr></table> 7 その他の防災上の措置 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆港内巡回による避難の 勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 ◆（略） ◆（略） ◆（略）	関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方	徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、周南市、防府市	機関の名称	会 員	周南地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等	災害事象	実施措置	措 置 の 概 要	台 風	避難勧告	◆（略） ◆（略）	津 波	避難勧告	◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 勧告する。	火 災	曳船移動による消火	◆（略） ◆（略）	流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	◆（略）	2 応援協力関係 (2) 市、消防機関と徳山海上保安部との間（消防協定） <table><tr><th>関 係 海 上 保 安 部</th><th>協 定 の 相 手 方</th></tr><tr><td>徳 山 海 上 保 安 部</td><td>柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、周南市消防本部、防府市消防本部</td></tr></table> (3) 排出油防除協議会 <table><tr><th>機関の名称</th><th>会 員</th></tr><tr><td>周防地区海上安全対策協議会</td><td>国、県、市町、事業所、漁協等</td></tr></table> 資料編 [条例等] ● 9-3-1 周防地区海上安全対策協議会会則 第4項 海上交通災害対策 5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示） <table><tr><th>災害事象</th><th>実施措置</th><th>措 置 の 概 要</th></tr><tr><td>台 風</td><td>避難指示</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>津 波</td><td>避難指示</td><td>◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 指示する。</td></tr><tr><td>火 災</td><td>曳船移動による消火</td><td>◆（略） ◆（略）</td></tr><tr><td>流 木</td><td>船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去</td><td>◆（略）</td></tr></table> 7 その他の防災上の措置 ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆港内巡回による避難の 指示、避泊地への誘導等の臨船指導 ◆（略） ◆（略） ◆（略）	関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方	徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、周南市消防本部、防府市消防本部	機関の名称	会 員	周防地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等	災害事象	実施措置	措 置 の 概 要	台 風	避難指示	◆（略） ◆（略）	津 波	避難指示	◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 指示する。	火 災	曳船移動による消火	◆（略） ◆（略）	流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	◆（略）	誤記修正 名称変更
関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方																																															
徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、周南市、防府市																																															
機関の名称	会 員																																															
周南地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等																																															
災害事象	実施措置	措 置 の 概 要																																														
台 風	避難勧告	◆（略） ◆（略）																																														
津 波	避難勧告	◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 勧告する。																																														
火 災	曳船移動による消火	◆（略） ◆（略）																																														
流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	◆（略）																																														
関 係 海 上 保 安 部	協 定 の 相 手 方																																															
徳 山 海 上 保 安 部	柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、周南市消防本部、防府市消防本部																																															
機関の名称	会 員																																															
周防地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等																																															
災害事象	実施措置	措 置 の 概 要																																														
台 風	避難指示	◆（略） ◆（略）																																														
津 波	避難指示	◆（略） ◆台風に準じて安全な場所に避難するよう 指示する。																																														
火 災	曳船移動による消火	◆（略） ◆（略）																																														
流 木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	◆（略）																																														

現行	修正案	備考																												
産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第3章 危険物等災害予防計画 第7節 毒物劇薬の災害予防対策 第1項 毒物劇物取扱施設の災害予防対策 <table><tr><td>実施責任者</td><td>知事</td></tr><tr><td>毒物劇物製造所の設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>指導対策</td><td>立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） 自主点検</td></tr></table> 第2項 毒物劇物の災害予防対策 <table><tr><td>実施責任者</td><td>知事</td></tr><tr><td>指導対策</td><td>◆立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr></table> 第4章 公共的施設災害予防計画 第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策 第2項 ガス用品の災害予防対策 <table><tr><td>経済産業大臣 （又は経済産業局長）</td><td>（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td></tr><tr><td>ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者</td><td>（法第145条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。</td></tr></table>	実施責任者	知事	毒物劇物製造所の設備	(略)	指導対策	立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） 自主点検	実施責任者	知事	指導対策	◆立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）	経済産業大臣 （又は経済産業局長）	（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	（法第145条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。	産業災害対策編 第1編 産業災害予防対策 第3章 危険物等災害予防計画 第7節 毒物劇薬の災害予防対策 第1項 毒物劇物取扱施設の災害予防対策 <table><tr><td>実施責任者</td><td>知事</td></tr><tr><td>毒物劇物製造所の設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>指導対策</td><td>立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） 自主点検</td></tr></table> 第2項 毒物劇物の災害予防対策 <table><tr><td>実施責任者</td><td>知事</td></tr><tr><td>指導対策</td><td>◆立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）</td></tr></table> 第4章 公共的施設災害予防計画 第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策 第2項 ガス用品の災害予防対策 <table><tr><td>経済産業大臣 （又は経済産業局長）</td><td>（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td></tr><tr><td>ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者</td><td>（法第145条、146条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。</td></tr></table>	実施責任者	知事	毒物劇物製造所の設備	(略)	指導対策	立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） 自主点検	実施責任者	知事	指導対策	◆立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）	経済産業大臣 （又は経済産業局長）	（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	（法第145条、146条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。	法改正 法改正 表現の適正化 該当条項整理 表現の適正化
実施責任者	知事																													
毒物劇物製造所の設備	(略)																													
指導対策	立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） 自主点検																													
実施責任者	知事																													
指導対策	◆立入検査（毒物及び劇物取締法第17条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）																													
経済産業大臣 （又は経済産業局長）	（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																													
ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	（法第145条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。																													
実施責任者	知事																													
毒物劇物製造所の設備	(略)																													
指導対策	立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） 自主点検																													
実施責任者	知事																													
指導対策	◆立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略）																													
経済産業大臣 （又は経済産業局長）	（法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																													
ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	（法第145条、146条） ◆ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。																													

現行	修 正 案	備 考																								
2 編 産業災害応急対策 第 2 章 化学工場等災害対策計画 第 1 節 石油類等の保安対策 (具体的な活動内容) <table><tr><th>実施機関</th><th>応 急 措 置 の 内 容</th></tr><tr><td>施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令） </td></tr><tr><td>市</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難勧告等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法） </td></tr><tr><td>県</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法） </td></tr><tr><td>防府警察署</td><td>◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法） </td></tr><tr><td>徳山海上保安部</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法） </td></tr></table>	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令）	市	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難勧告等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）	県	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法）	防府警察署	◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法）	徳山海上保安部	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）	第 2 編 産業災害応急対策 第 2 章 化学工場等災害対策計画 第 1 節 石油類等の保安対策 (具体的な活動内容) <table><tr><th>実施機関</th><th>応 急 措 置 の 内 容</th></tr><tr><td>施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令） </td></tr><tr><td>市</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難指示等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法） </td></tr><tr><td>県</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法） </td></tr><tr><td>防府警察署</td><td>◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法） </td></tr><tr><td>徳山海上保安部</td><td>◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法） </td></tr></table>	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令）	市	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難指示等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）	県	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法）	防府警察署	◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法）	徳山海上保安部	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）	災害対策基本法の改正に伴う修正
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																									
施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令）																									
市	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難勧告等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）																									
県	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法）																									
防府警察署	◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法）																									
徳山海上保安部	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）																									
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																									
施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針）	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （消防法、危険物の規制に関する政令）																									
市	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難指示等を行う。（消防法第 23 条の 2） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令） 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）																									
県	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） 危険物災害応急対策全般（災対法）																									
防府警察署	◆（略） ◆（略） （災対法、警察官職務執行法）																									
徳山海上保安部	◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） ◆（略） （港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）																									

現 行		修 正 案		備 考
第 4 節 放射性物質の保安対策 (具体的な活動内容)		第 4 節 放射性物質の保安対策 (具体的な活動内容)		災害対策基本法の改正に伴う修正
実施機関	応 急 措 置 の 内 容	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	
施設の所有者及び管理者	◆ (略) ◆ (略)	施設の所有者及び管理者	◆ (略) ◆ (略)	
市 (消防機関)	◆ (略) ◆ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難 <u>勧告</u> 等を行う。 ◆ (略) ◆ (略)	市 (消防機関)	◆ (略) ◆ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難 <u>指示</u> 等を行う。 ◆ (略) ◆ (略)	
県 (防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	県 (防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課)	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	
防府警察署	◆ (略) ◆ (略)	防府警察署	◆ (略) ◆ (略)	
徳山海上保安部	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	徳山海上保安部	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	
第 6 節 毒物劇薬による事故対策 (具体的な活動内容)		第 6 節 毒物劇薬による事故対策 (具体的な活動内容)		災害対策基本法の改正に伴う修正
実施機関	応 急 措 置 の 内 容	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	
毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	
市長又は知事 (薬務課)	◆ 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難 <u>勧告</u> 等をする。 ◆ (略)	市長又は知事 (薬務課)	◆ 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難 <u>指示</u> 等をする。 ◆ (略)	
防府警察署	(略)	防府警察署	(略)	
徳山海上保安部	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	徳山海上保安部	◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略)	

